

学校番号 (24)
学校, 園 名 席田小学校
校長, 園長 名 大城 友記 印
(生徒指導担当者 橋本 吉貴)

平成30年度 席田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを生まない教育活動の推進（未然防止のための取組等）
- (2) いじめの早期発見の取組の充実（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
- (3) 早期対応と継続的指導の充実（発見したいじめに対する対処）
- (4) 地域・家庭との積極的連携
- (5) 関係機関との密接な連携

<席田小いじめゼロ宣言>

・「ぼかぼか言葉」をたくさん使い、笑顔あふれる席田小にいじめをなくします。
・あいすがだいじ（アイスが大事）を使おう。
あ…ありがとう い…いっしょにしよう す…すごいね が…がんばってるね
だい…だいじょうぶ じ…じょうずだね

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めていく。

- わかる授業づくりを進める。
- すべての児童が参加し、活躍できる授業を工夫する。
- 日常の学習指導を通して、いじめを起こさない集団作りに取り組む。
 - ・ 温かい集団を作るための雰囲気作りを行う。
 - ・ 緊張や不安を和らげる座席配置を行う。
 - ・ 何でも話し合えるグループの編成を行う。
 - ・ 道徳の時間等での心情を高める指導を行う。

- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくりだしていけるような教育活動を仕組んでいく。
- 実態把握の徹底と、早期発見に努め、その対応を実践する。
 - ・ 月1回の「なんでもそうだん」アンケートで児童の実態をつかむ。
 - ・ Q-Uアンケートを年2回実施し、学級集団の傾向を把握する。特別活動や道徳科において適切かつ具体的な指導を行う。また、「要支援群」に属する児童やその保護者への聞き取りを行い、指導に生かす。
 - ・ 「気になる児童」については、月一回、生徒指導部会等で情報交換を継続する。
 - ・ 「教育相談アンケート」を年1回実施する。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を前・後期に各1回開く。また、保護者・地域と必要に応じて臨時会を設けていじめの防止に努める。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民との連携を図り、早期発見につなげることができるようにする。
- 福岡市子ども総合相談センター、博多区子育て支援課、保護課、SSWの関係機関等との連携を深めるため、日頃から情報交換等を積極的に行う。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備し、被害児童の権利等を養護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委）および「いじめの早期発見・早期対応の手引き」（県教委）の活用を徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を教育委員会に速やかに報告する。
- (3) 教育相談課やSC、SSW等と連携し、当該児童をはじめ当該児童の保護者や課外児童・保護者へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) いじめを行った児童へは毅然とした態度で指導の徹底および再発防止の徹底を図る。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

- (6) 当該児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室登校等、柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第 28 条関係）

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者への意向の配慮の上、警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 校内研修を実施し、教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図る。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」「いじめゼロに向けて」「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修を行うとともに、日頃から自らの対応を振り返るよう、教職員への指導の徹底を図る。
- (3) Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施し、事例検討会を行うなどして、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (4) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童の意見を取り入れ、児童や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針を学校HPや学校便り等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかどうかを「学校いじめ防止対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第 22 条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称

福岡市立席田小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録,共有を行う役割
- ・ 学校における,いじめであるかどうかの判断（アンケートや聞き取り）
- ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取,指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核

(2) 組織の構成

役 職	氏 名
福岡市立席田小学校 校長	大城 友記
教頭	西原 敦子
主幹教諭	池邊 英雄
生徒指導担当	橋本 吉貴
養護教諭	今井 陽子
専科	佐々木 修
人権教育担当	鹿毛 照美
P T A会長	曾根崎 善郎
学校サポーター(香蘭女子短期大学教授)	西表 宏
学校サポーター(校区民生児童委員会会長)	富安 代里子
学校サポーター(校区公民館長)	藤村 俊則
校区主任民生児童委員	ムベヌ真由美
校区主任民生児童委員	上野 一成

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称

福岡市立席田小学校緊急支援委員会

○役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会へ報告
- ・ 調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

8 (2) と同じ

10 いじめ防止等の各取組の年間計画 (P・D・C・Aを記入)

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動	職員研修等	チェ ック
4	何でも相談アンケート いじめゼロの日 (あいさつ運動)	校内いじめ防止対策委員会	
5	何でも相談アンケート いじめゼロの日 「いじめゼロ取組月間」	席田小いじめ防止対策委員会	
6	何でも相談アンケート Q-Uアンケート いじめゼロの日 (あいさつ)	校内いじめ防止対策委員会	
7	何でも相談アンケート 教育相談 いじめゼロの日 (あいさつ)	校内いじめ防止対策委員会	
8	いじめゼロサミット 参加	校内いじめ防止対策委員会	
9	何でも相談アンケート 教育相談アンケート いじめゼロの日 (あいさつ)	席田小いじめ防止対策委員会	
10	何でも相談アンケート いじめゼロの日 (あいさつ)	校内いじめ防止対策委員会	
11	何でも相談アンケート Q-Uアンケート いじめゼロの日 (あいさつ)	校内いじめ防止対策委員会	
12	何でも相談アンケート いじめゼロ取組表彰応募 いじめゼロの日 (あいさつ)	校内いじめ防止対策委員会	
1	何でも相談アンケート いじめゼロの日 (あいさつ)	校内いじめ防止対策委員会	
2	何でも相談アンケート いじめゼロの日 (あいさつ) 教育相談アンケート	席田小いじめ防止対策委員会	
3	何でも相談アンケート いじめゼロの日 (あいさつ)	校内いじめ防止対策委員会	